

令和4年12月14日

第12回定例会
議事録

文京区教育委員会

文京区教育委員会議事録

第 12 号

令和4年 第12回 定例会

日時：令和4年12月14日（水）午後2時

場所：区議会第二委員会室

「出席」	教 育 長	加 藤 裕 一
	教育長職務代理者	清 水 俊 明
	委 員	坪 井 節 子
	委 員	小 川 賀 代
	委 員	福 田 雅
「説明のために出席した教育局職員」	教 育 推 進 部 長	八 木 茂
	教育総務課長事務取扱	新 名 幸 男
	教 育 推 進 部 参 事	
	学 務 課 長	木 村 健
	教育推進部副参事	宮 原 直 務
	教 育 指 導 課 長	赤 津 一 也
	児 童 青 少 年 課 長	石 川 浩 司
	真砂中央図書館長	齊 藤 嘉 之
「書記」	庶 務 係 主 事	白 井 彦 喜

令和4年

第12回教育委員会定例会

令和4年12月14日(水)午後2時

場 所 第二委員会室

議事録署名人 坪井節子委員

第1 議事録の承認

議事録第10号(令和4年第10回定例会)

議事録第11号(令和4年第11回定例会)

第2 議案の審議

第57号議案 「Change Makers Fes 2023～世界を変えるキミに、この日を。～」の後援名義の使用について

第3 報告事項

(1) 令和4年11月定例議会の審議概要について (資料第1号)

(2) 令和3年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について (資料第2号)

第4 その他の事項

「開 会」

(14:00)

○加藤教育長 それでは、時間になりましたので、第 12 回教育委員会定例会を始めさせていただきます。

まず出席状況から確認させていただきます。委員は、全員ご出席していただいております。理事者は、教育センターの所長が体調不良で欠席しております。

本日の議事録署名人ですが、坪井委員にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(はい)

第 1 議事録の承認

議事録第 10 号（令和 4 年度第 10 回定例会）

議事録第 11 号（令和 4 年度第 11 回定例会）

○加藤教育長 それでは、議事日程に入らせていただきます。

第 1、議事録の承認です。議事録第 10 号及び 11 号がお手元にあると思います。事前にご確認はいただいておりますが、なお、訂正が必要な場合にはこの会の終了までにお申し出いただければと存じます。よろしく願いいたします。

第 2 議案の審議

第 57 号議案 「Change Makers Fes 2023～世界を変えるキミに、この日を。～」の後援名義の使用について

○加藤教育長 それでは、議案の審議に入らせていただきます。本日の審議は 1 件です。

第 57 号議案「「Change Makers Fes 2023～世界を変えるキミに、この日を。～」の後援名義の使用について」。この件について説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第 57 号議案、「Change Makers Fes 2023～世界を変えるキミに、この日を。～」の後援名義使用承認につきまして、提案理由をご説明いたします。

1 ページの後援名義申請書をご覧ください。

申請団体は、特定非営利活動法人フリー・ザ・チルドレン・ジャパン。

代表者は、中島早苗でございます。

事業名は、Change Makers Fes 2023～世界を変えるキミに、この日を。～。

実施期日は、令和5年3月28日火曜日の開催を予定しております。

実施場所は、東京ドームシティホール及びオンラインでございます。

本事業は、国内外の社会問題や同世代の活動事例などを知り、他の参加者と共有し合うことで、児童・生徒の自己効力感を高めること、また、一人一人が尊重されることの大切さを感じ、自己肯定感を高めることを目的としております。

対象は、25歳以下の方で、参加費は、25歳以下の方は事前の参加申請を条件に無料となっております。

このほか、資料といたしまして、企画資料、事業予算書、チラシ案、定款、役員名簿等がございます。

以上の内容を後援名義等使用承認要綱の規定に照らし、後援名義の使用を承認したいと考えるものでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 ただいまの説明について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○坪井委員 質問ではありません。意見です。

フリー・ザ・チルドレン・ジャパンは1990年ごろから非常に熱心に、また着実に活動されている子どもの権利保障団体でいらっしゃいます。今回、若者たちを中心に東京ドームを使って、非常に大きな試みをなさるということを知り、私は非常にうれしく思っておりますし、頑張ってくださいなという思いでおります。文京区が後援をして、こうした子ども・若者真ん中の地域社会ということに貢献してもらえたらと思っておりますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

○福田委員 坪井委員がフリー・ザ・チルドレン・ジャパンさんのことをよくご存じなのかなと思って、私はお恥ずかしながらあまり存じ上げなかったもので、どういう活動をされているのかなと。

○教育総務課長事務取扱教育推進部参事 資料の14ページをご覧くださいと一番わかりやすいかと思えます。

先ほど坪井先生のほうから話がありましてとおり、申請団体のフリー・ザ・チルドレン・ジャパンというのは、貧困ですとか搾取から子どもを解放することを目的に、もともとカナダのほうで設立された Free The Children、これは全世界的な組織ですが、そこに共感して1999年に日本で活動を始めた NPO 法人でございます。

具体的には、子どもとか若者は助けられる存在と思われがちですけれども、子どもや若者自身が変化を起こす担い手でもあるという理念のもとにこういった活動をしていて、今、全国で1000人以上がメンバーになっているという状況です。

ちょっとした活動でも構わないんですが、今回そういった中高生を中心として若者が集まるフェスということで、いわゆる社会貢献に対して真面目過ぎるという印象を改善するような大きなイベントになります。

○加藤教育長 ほかは、よろしいでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきましては、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第3 報告事項

(1) 令和4年11月定例議会の審議概要について

○加藤教育長 続きまして、報告事項に入らせていただきます。本日は2件です。

1件目です。「令和4年11月定例議会の審議概要について」。この件について説明をお願いいたします。

○教育総務課長事務取扱教育推進部参事 資料第1号をご覧ください。先日行われました11月議会の文教委員会につきましては、議案が4件、報告事項が5件でございます。

今回の議案のうち、議案第44号と45号が教育委員会の案件で、内容としましては、林町小学校の増築校舎の借上契約、誠之小学校の改築工事に係る契約案件になります。

また、報告事項の5件につきましては、いずれも既に教育委員会で報告済みの案件ということでございます。

1枚おめくりいただきまして、一般質問に対する教育長答弁になります。今回全部で59件でございます。

内容は多岐にわたりますけれども、主なものといたしましては、教員の確保について、学校給食の無償化について、学校改築について等でございます。

資料第1号の説明は以上でございます。

○加藤教育長 ただいまの説明について、ご質問等ございますでしょうか。一部については、この

教育委員会のほうで事前にご説明している内容になりますけれども、よろしいでしょうか。

（２）令和３年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について

○加藤教育長 それでは、２件目になります。「令和３年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について」。説明をお願いいたします。

○教育指導課長 資料第２号によりまして、令和３年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について、ご報告申し上げます。

まず１ページをご覧ください。暴力行為については、上段が件数、括弧の中が発生した学校の割合を示してございます。一番下に書いてありますが、小学校では、意図的に消毒液のスプレーを相手に向けて噴射することや、故意に殴打するケース、教師の指導に対する反発からの暴力行為がありました。また、掃除ロッカーに殴打し、破損させるケースもございました。

中学校では、ふざけ合いが暴力行為につながるケースや、腹を立て、気持ちが収まらずに暴力行為につながるケース、教師の指導に対する反発から器物破損行為に及ぶケースがございました。

次に、２ページ、いじめについてでございます。小学校ですが、令和３年度は 12 校で 70 件、中学校は 8 校で、25 件認知されました。

中段よりやや下にご説明が書いてございます。まず、小学校は 48 件、中学校は 21 件が解消しているところでございます。

小・中学校ともにいじめの認知件数が前年度よりも増加しておりますが、理由としては新型コロナウイルス感染症関連の対応が緩和され、通常の教育活動が行える機会の増加に伴い、校内外で触れ合う機会が増加したためと考えております。５月、11 月をふれあい月間として各教員のいじめに対する認知を新たにする機会を設け、意識した取り組みを推進しております。各校、工夫した取組を行いながら、取組例にあるような未然防止に努めているところでございます。

いじめ問題への対応については、小・中学校ともに早期発見、早期対応を大切にし、毎月行われる生活指導主任研修会で報告される情報を教育指導課としても注視しながら適時、学校や教育センター、子ども家庭支援センター等と連携してまいります。

次に、おめくりいただき、３ページが、長期欠席についてでございます。令和３年度間に連続または断続して 30 日以上欠席した児童・生徒数の集計となっております。上段が令和３年度の人
数、下段が令和２年度の人数を示してございます。令和３年度の長期欠席者数は、小学校 395 名、中学校 166 名でございます。

理由別に見ると、病気につきましては、小学校 23 名、中学校 5 名でございます。経済的理由につきましては、小・中学校ともにゼロでございました。

不登校につきましては、小学校 139 名、中学校 135 名で、小・中学校ともに増加しております。詳細につきましては、後ほど触れさせていただきたいと存じます。

新型コロナウイルスの感染回避につきましては、小学校 145 名、中学校 13 名でございます。

その他につきましては、小学校 88 名、中学校 13 名で、小・中学校ともに増加している状況でございます。小学校では、その他の理由が多いのは、インターナショナルスクールに通う児童が多いということがございます。

最後に、不登校についてでございます。

小学校は、令和 2 年度と比べますと、48 名増加しております。令和 3 年度の不登校 139 名のうち 54 名は前年度からの引き続きであることや、60 名が 90 日以上欠席であることから長期化傾向が見られるところでございます。

次に、中学校は、令和 2 年度と比べますと、10 名増加しております。令和 3 年度の不登校 135 名のうち、79 名は前年度からの引き続きであることや、93 名が 90 日以上欠席であることから、小学校同様、長期化傾向が見られるところでございます。

不登校の主な要因は、小学校では、「無気力、不安」が最も多く、次に「不適応」、「いじめを除く友人関係」が多い状況でございます。

全国的には、「無気力、不安」、「親子の関わり方」、「生活リズムの乱れ・あそび・非行」が多くの割合を占めている状況でございます。

次に、中学校でございますが、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が最も多く、次いで「学業不振」、「無気力、不安」が挙げられるところでございます。

全国的な傾向としては、「無気力、不安」、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」、「生活リズムの乱れ・あそび・非行」が多くなっている状況でございます。

不登校への対応についてでございますが、各学校において組織的な対応をするとともに、教育センターの適応指導教室「ふれあい教室」への通室、さらにはスクールカウンセラーによる小学校 5 年生、中学校 1 年生への全員面接、不登校対応チームによる学校への助言、支援など、学校、家庭、関係機関が連携して丁寧に対応しているところでございます。

今後も児童・生徒が通いたいと思う魅力ある学校づくりに努めてまいりたいと存じます。

ご説明は以上でございます。

○加藤教育長 ただいまの説明につきまして、ご質問等ございますでしょうか。

○小川委員 不登校のところのデータを見させていただきますと、令和元年を境に2年、3年とすごい勢いで、小学校も中学校もふえていると見れるかと思えます。これはコロナ禍において子どもたち同士のコミュニケーションのとり方の経験が浅くなってしまったこととか、そういうコロナの事情によって何か影響があるという分析があるのかなのか教えてください。

○教育指導課長 委員ご指摘のとおり、やはりコロナの影響というのが大きいと思います。そもそも、前年度もそうですけれども、コロナ不安・回避ということで欠席している一部のお子さんはこの数に含まれていますので、そういった部分では、不安で登校できないお子さんもいますので、それは一定数影響を受けているものと思いますし、子どもとのかかわりも、コロナの中では制限をされていたこともありますので、そういった影響も少なからずあると認識してございます。

○加藤教育長 今の説明で、コロナ回避が含まれているという話なんですけれども、3ページ目の下の表、小学校で、新型コロナウイルスの感染回避145というのは、これは、不安は入っていないということですか。そこの内訳をお願いします。

○教育指導課長 純粋な感染回避でのものは、この不登校の中には入っていないんですけれども、ただ、不登校の要因の中には、明確に一つの要因だけではなく複合的にさまざまな要因から登校できていないお子さんがいますので、その中には、複合的な不安ということはあるという認識でございます。

○清水委員 今の件と関係しますが、「無気力、不安」というのは大きな要因なんですけれども、その「無気力、不安」になる要因というのがあってそうなることが多いんじゃないかなと思うんですね。もともとメンタル的な疾患を抱えているという人は別として、何らかの要因があってということですが、その辺を深く検討するという事はされてないのでしょうか。

○教育指導課長 教育委員会として個別のことについてそこまでの深掘りはしていませんが、先ほどの小川委員のご指摘も含めて、コロナで人とかかわりがどうしても制限されている中では、部活動にしても、教育活動にしても、従前のようなことができない中では、子どもたちも難しいかかわりが求められているので、そういった部分では、やりたいと思ってもできないということから、だんだん意欲が減退しているということはあるかなと分析しています。

○清水委員 もう一つ、要因として、実際、不登校のお子さんと話していると、学校の中でのいろいろな問題の中で先生との関係も出てくるわけですが、その辺のところは、この三つの中

には入っていないということによろしいでしょうか。

○教育指導課長 今回の要因の上位からすると入っていない状況でございます。先ほどもご回答している中で、必ずしも一つだけの要因ではないので、今、清水委員がおっしゃったようなことも、背景にはないとは言えないと思います。ただ、上位としてはそこが含まれていないという状況でございます。

○坪井委員 二つあります。

一つは、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」って、いつもこういう書き方をされていますが、いじめ自体が原因で不登校になっていることは当然あるんだと思いますけれども、それはどういうふうにカウントされるんですか。下位のほうに、いじめを原因とする不登校というのがあるのでしょうか。

○教育指導課長 それは昨年も多分ご回答していると思いますが、ここは、あくまで学校が回答していることであって、不登校の要因は、先ほどからの繰り返しになりますが、さまざまな要因が複合的にあります。そういった複合的な中には、いじめに起因しているものも当然あるかもしれませんが、最終的に学校が判断している中では、それだけではないものが起因しているということで回答していて、直接的ないじめということは回答にはないという認識です。

○坪井委員 こちらで用意している回答項目の中に、いじめによる不登校という回答項目がないということですか。

○教育指導課長 いじめを要因とするものもあります。ありますが、数としてはゼロという回答になっています。

○加藤教育長 その項目というのはどういう表現になっているんですか。

○教育指導課長 いじめと書いてあります。もっと言うと、例えば、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」、「教職員との関係をめぐる問題」、「学業不振」、「進路にかかわる不安」等々、項目が幾つかあって、その中から該当するものを選択しているという状況です。

○坪井委員 学校現場の認識がちょっとわからないんですが、例えばいじめが 70 件認知されていて、その子たちが不登校になっている例がゼロだから、今みたいに、いじめによる不登校がゼロになっちゃうんですかね。どういうことになっているのかな、ちょっとわからない。

○教育指導課長 まず、いじめの考え方も、これは坪井先生ともいろいろなところで話していますが、その捉え方の問題もありますし、さっき言ったいじめを除く友人関係というところでは、いじめとは認知していないけれども、それにまつわる友達との関係の中では、いろい

るなトラブルが当然生じているわけで、そのことの要因というのは、今言ったいじめを除く友人関係による問題と捉えて学校は回答しているということです。

○坪井委員 次の質問にかかわって、さっきおっしゃったようにあちこちでお話ししているんですけど、今のいじめ防止法の定義でいじめかどうかを判断するのが、現実からすると難しいというか、現実にはすぐわないという部分も多くあるということは、先生方も多分気づいていらっしゃるんだと思います。

弁護士会でも、いじめの相談を受けるときに、本人がいじめだと感じたらいじめなんだと認定するとなると、さまざまなことがみんないじめになっちゃうこともあれば、さまざまなことがいじめにならないこともあって、線引きがすごく難しいという現実がある。

今お話があったように、いじめられている子どもで、本当にいじめがあって不登校になる子は、私たちが受ける相談ではすごく多いわけです。統計的にそれが出てこないというのはすごく不思議な感じがします。先生方、学校の戸惑い、いじめ防止法の適用をどうするかということでの現場での戸惑いがありなんだろうと思うんです。そのあたり教育委員会としてどういうふうに先生方と協議されているのか。いじめの認識とか、取り組み方というあたりをもう一回お話聞かせてください。

○加藤教育長 私のほうからお話しします。きょうの午前中、東京都のほうでいじめの対策会議がありまして、私も出席しましたが、そこは区の教育委員会だけではなくて、警察、弁護士の方、あるいはPTAの方、子どもにかかわるさまざまな方々が参加されて、それぞれの立場でいろんな意見を出して検討するという場です。

私のほうでお話しさせていただいたのは、まさに坪井委員が言っているように、いじめというところをどう捉えるかで非常に難しい。学校現場としては、例えば中学生ぐらいだと、部活動とかでよくありますけれども、じゃれ合いみたいな、でも、それが進むといじめにつながる場合もある。かといって、本当に仲良くやっているのを、やめなさいと言えるかどうかという線引きが非常に難しいということを学校現場からも聞いておりましたので、そういう話をさせていただきました。

いじめにかかわる中では、保護者のかかわりも大きなところがあるので、その中でPTAの代表の方が言っていたのは、保護者としても、例えばいじめの境目をどう捉えるか。学校の捉えと保護者の捉えがずれているところがある。小さなことでも、それがいじめに当たらなかったとしても、ちょっとと思ったら情報提供してほしい。そういったやりとりの中で未然防止をし

ていくのが現実的かなという話がありました。

今の坪井委員が言われる話では、確かに、こちらの不登校の中でいじめがゼロというのはおかしいというところは、実際、いじめに起因して不登校になっているのもあると思いますから、そういった感想になるというのはわかりますが、この定義自体が、不登校は30日以上学校に来られない子ですので、例えばからかいで嫌な思いをしたとか、いじめの定義は、されたほうが嫌な気持ちになればいじめですから、そういったものを全部いじめとして捉えていますので、その中で30日の欠席までに至らないように学校のほうで問題解決をしていけば、それは統計上は不登校には当たらないんですね。

ただ、1週間ぐらい学校に行きたくないとかは、いじめを起因にしてあるとは思いますがけれども、こういう統計のとり方として、30日というところでいうと、その前に解決していると学校は判断してゼロと言っているんだと思います。いじめがあつて1日も休まないということではなくて、基準の問題もあるのかなという気はします。

私からは以上ですが、何か補足がありますか。

○教育指導課長 今、教育長が言っているとおりだと思います。事の発端として、いじめと認知するに至らなくても、いろんなトラブル等があった中で、学校は一定解決を目指して対応した。だけど、働きかけている中ではいろんなことが重なってきて、不登校になり長期化するということがあるわけですが、捉え方として、それは一定程度学校としては、いじめは起こるし、できる限り早期対応するというところでやっているの、そこが解決したというか、対応し終わっていることに対して、さらに休みが続くことについて、違う要因も含んできているということなので、第一義的にいじめということではないという回答を学校はしているんだと思います。

もう一つ、学校に対しても、いじめはどこの学校にも起こり得る、全ての子どもに当然発生し得る。その意味で言えば、いじめに対しては感度よく対応するよということ、教育委員会としては何度となく言ってきているわけです。そういった部分では、今、教育長が言ったように、できる限り早期に見つけ、対応し、解決を図るべく行っているのが実態かなと思います。

○坪井委員 私、今、伺っているお話自体に全く異論はないんです。今の子どもたちが抱えている不安の原因は多様で、子どもたち同士の、いじめまでいかななくても、相手が少し上下関係で何かを言うパワハラ的なことがあったところでグッと傷ついてしまうというのは幾らでもあると思います。子どもたち自身が、全体的に言っているのかどうかわからないけれども、打た

れ弱くなってきているというのもあったりして、子どもたちがいろんな理由で心が痛む場面が多くなっている。

そこに対して大人たちが、原因はともかくとして、今子どもが痛いんだ、苦しいんだ、つらいんだというところに寄り添うという形の支援をしていかないと、分析だけして原因がわかったからこうだとかいうのではなくて、どんな理由であれ、苦しかったら、痛かったら、つらかったら、相談できる、あるいは一緒に悩んでもらえる、そういうことが必要な時代になっているんだろうなと感じております。

学校の先生たちも本当に大変だと思うし、先生たちだけでは到底無理なんですけど、そうした視点で、あまり分析だけではない、子どもたちの痛みに寄り添う形の学校現場になってほしいなと希望しているということを伝えておきたいと思います。

○清水委員 今の件ですが、いじめが全くないというのは、不登校の要因として私もちょっと違うのかなという気はするんですが、先ほども言いましたように、いじめ、あるいはいじめに近いことがあって、それで不安になったり、無気力になったりするわけで、そうしたときの要因がいじめとか、それに近いものではなくて、この「無気力、不安」の中に入っていると思うので、調査の仕方自体が「無気力、不安」というところの原因が、友人関係の不安であるとか、コロナの不安であるとかして調査しないと、みんな「無気力、不安」に入ってしまうのかなとは思いました。

○加藤教育長 調査自体は国の調査ですか。

○教育指導課長 この調査は毎年国が学校に対して行っている調査ですので、学校がどこに該当するかということ判断しているわけです。

今、清水委員がおっしゃったように、実際のいじめや不登校の対応については、子どもたちがどういうふうに考えているか、どういう対応が考えられるかを、ケース、ケースに応じて丁寧にやっているわけなので、その中で今、委員がおっしゃったようなことは、気持ちを受けとめて、どういう対応がこの子に合っているかということを一一人丁寧に考えて行っているのが実態だと思います。

ただ、「問題行動・不登校等調査」ということでは、学校が一定数の数を認知し、どれだけの数の子どもたちがそういう実態なのかということ把握するということを出しているんで、そこ今言ったものではちょっと乖離というか違いが生じているのは事実かなと思います。ただ、調査に回答していることと、実際に学校がやっていることとは別にして、丁寧に学校はやって

いただいていると認識はしていますので、今、委員が言ったことは引き続き教育委員会としても、学校に対しては指導助言をし、子どもに寄り添った丁寧な対応に努めてまいりたいと思います。

○清水委員 よろしくお願ひします。

○加藤教育長 ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項は以上になります。

第4 その他の事項

○加藤教育長 そのほか、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、第12回定例会はこれをもって終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

(14:34)

令和4年12月14日

議事録署名人

教育長

委員